

建設工事登録業者の皆様へ

佐世保市財務部契約課

## 現場代理人の取扱い等について（お知らせ）

現場代理人の取扱いについては、令和5年6月27日付けで通知しておりますが、公共工事の更なる円滑な執行を図るため、下記のとおり改正しますので、お知らせします。

### 1 現場代理人の取扱いについて

#### （1）対 象

佐世保市が発注する工事

#### （2）現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- ⑤ 1件の工事における請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

#### （3）他工事と現場代理人が兼務する場合

次の全ての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- ① 市内公共工事において、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。
- ② 相互の工事現場が本土市内（離島については同一島内）であること。なお、他市町の区域内の工事については10km程度または30分程度であること。
- ③ 各々の工事において、請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。
- ④ 兼務する工事の件数は2件（災害復旧工事、河川改良工事を含む場合は3件以内）までとする。
- ⑤ 発注者又は監督職員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督職員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。
- ⑥ 兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。

- ⑦ 兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。

#### (4) 発注者への報告及び承諾

##### ① (2) ①②④の現場施工を行わない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった場合は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打ち合せ簿」等により、作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

##### ② (2) ③の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

##### ③ (3) の二以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合

現場代理人が兼務する場合は、現場代理人の通知前に兼務する場合の条件を付した届出を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

#### (5) 現場代理人の資格要件

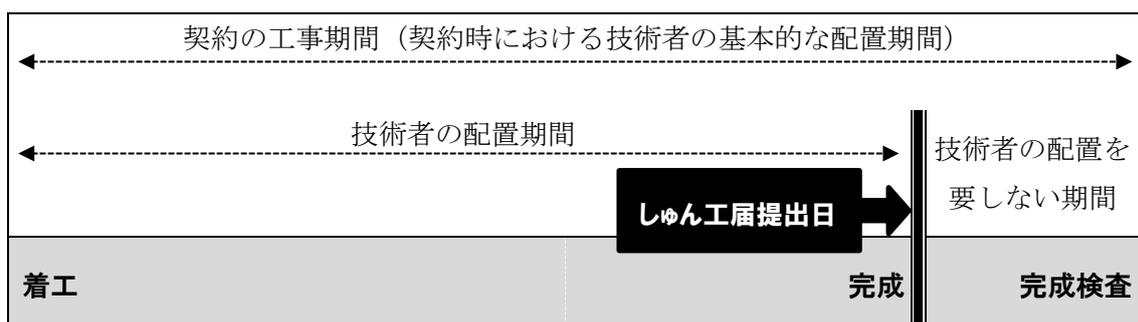
特別な資格は要しない。

#### (6) 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

## 2 しゅん工時の監理技術者等の配置解除時期について

建設業法第26条第3項の規定により、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の建設工事については、監理技術者等を専任で配置するよう規定されており、監理技術者等の配置期間は、基本的には契約書上の工事期間となるが、工期内にしゅん工（工事完成）した場合は、その後の技術者の配置を要しないことから、しゅん工届（工事完成届）を受理した日の翌日から監理技術者等の配置を解くことができるものとする。（※完成検査まで監理技術者等を配置する必要ありません。）



### 3 適用日

令和6年4月1日以降に適用する。

以 上

佐世保市 財務部 契約課

電話番号 : 0956-24-1111

(内線) 3207~3208

FAX番号 : 0956-24-9624